# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

## 特定事業主名:熊本県大津町

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 88.7%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 77.5%                           |
| 全職員               | 55.1%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1)役職段階別

| · · · Poliviciem |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 役職段階             | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
| 本庁部局長・次長相当職      | _                               |
| 本庁課長相当職          | 97.0%                           |
| 本庁課長補佐相当職        | 99.3%                           |
| 本庁係長相当職          | 100.1%                          |

### (2)勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 96.9%                           |
| 31~35年 | 98.0%                           |
| 26~30年 | 94.0%                           |
| 21~25年 | 96.0%                           |
| 16~20年 | 98.5%                           |
| 11~15年 | 92.6%                           |
| 6~10年  | 94.2%                           |
| 1~5年   | 97.8%                           |

#### 【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
- ・会計年度任用職員について、女性の占める割合は88.5%となっている。
- ・職員を数える単位として「月」を用いて換算している。
- ・会計年度任用職員のうち週20時間未満の職員については、1/2(月)で換算している。
- \*勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- \*特定事業主行動計画は大津町長、大津町議会議長、大津町教育委員会、大津町農業委員会、大津町選挙管理委員会及び大津町監査委員が連名で策定しており、人事管理を一体的に行っているため、合算した数値を掲載している。